

外部人材を活用した「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の質の向上

神戸市の放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所は、制度創設（H24. 4）時から大幅に増加しており、支援が必要な障害児にとって必要不可欠なサービスとして定着している。

一方で、全国では、虐待事例や不正請求による処分が相次ぎ、事業所運営基準等の頻繁な改正による制度の不知や不適切な請求等、サービス等の質の確保・向上が課題となっている。

そこで、新たに外部人材を活用し、サービスの質の確保や運営体制向上のための指導・監査体制の強化を図る。

I. 障害児通所支援事業所巡回支援（障害児支援の質の向上への取組み）

1. 目的

事業所の職員に対し、作業療法士等の専門家から支援方法等の助言・指導を行い、職員の専門性を高めることにより、支援の質の向上を図る。

2. 事業内容

- (1) 実施時期：令和3年7月～（令和3～令和7年度）
- (2) 対象事業所：放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所（約330事業所）
- (3) 巡回頻度：年間60か所（予定）
- (4) 巡回する専門家：大学教員（社会福祉士・作業療法士・臨床心理士）当初3名
- (5) 支援方法：事業所を訪問し、個々のケースに対する支援内容、環境設定、保護者支援等の事業所からの相談への助言、効果的な個別支援計画の策定、支援方法等の技術的指導、制度運用の理解促進を図る助言・指導などを行う。

3. 実績

令和3年7月～ 週1～2回のペースで巡回支援を実施

※計画：令和3年7～9月 12事業所

II. 「特別指導監査専門官」の配置

1. 目的

令和3年度から新たに特別指導監査専門官を民間から登用し、実地指導や監査への同行等を通じて、外部人材の知見を生かした指導・調査手法の改善、制度周知の手法の見直し等の提言を受ける。

2. 特別指導監査専門官の概要

- (1) 氏名等 宇上 和伸（うがみ かずのぶ） 60歳
銀行・証券会社等で広く調査、監査に携わった経験を有する。
- (2) 任用期間 令和3年5月1日～令和4年3月31日
- (3) 職務内容 市が行う放課後等デイサービス事業所などに対する実地指導及び監査等に同行し、効果的な指導、調査方法等を確立し、市に助言、提言する。

3. 今後の予定

本市が行う実地指導（6月29日～）や監査、巡回支援に専門官が同行し、現状の把握に努めて、より効果的な指導、調査方法等について検討していく。